

## 令和5年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会 会議録

日 時 令和5年5月11日（木） 14:00～15:45

場 所 船橋市役所本庁舎 9階 第一会議室

出席委員 佐藤 彰 一 全国権利擁護支援ネットワーク 代表  
矢部 智 之 成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部  
森本 亨 千葉県弁護士会京葉支部  
山本 誠 一 千葉県社会福祉士会  
野口 友 子 船橋市障害者成年後見支援センター センター長  
渡邊 哲 也 千葉県精神保健福祉士協会  
原田 裕 仁 コスモス成年後見サポートセンター千葉県支部 千葉県支部長  
大谷 美 香 船橋市社会福祉協議会  
ふなばし高齢者等権利擁護センター所長  
小島 伸 子 船橋市民生児童委員協議会  
白田 東 吾 保健と福祉の総合相談窓口さーくる所長  
益永 展 秀 船橋市介護支援専門員協議会

オブザーバー 澤田 達 也 千葉家庭裁判所 主任書記官  
柳井 節 子 千葉家庭裁判所市川出張所 主任書記官

市出席者 高齢者福祉部 滝口部長  
地域福祉課 忍足課長、 障害福祉課 川端課長補佐  
生活支援課 二野課長、 保健所保健総務課 横山課長  
地域包括支援センター所長（東部・西部）

事務局 地域包括ケア推進課 窪田課長、板松課長補佐、後藤課長補佐  
ほか職員

次 第 1. 開会  
2. 議事  
（1）委嘱状の交付、代表・副代表の選出  
（2）中核機関の活動報告について  
（3）権利擁護サポーター養成講座の実施について  
（4）後見人向け研修の実施について  
（5）その他  
3. 閉会

傍聴者 0名

会議の公開・非公開の区分 公開

14時00分開会

## 1. 開会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

定刻となりましたので、ただ今より、令和5年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会を開催いたします。

皆さまにおかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本協議会は認知症、知的障害、精神障害などの理由により判断能力が低下した人の財産や権利を守るため、船橋市の権利擁護支援の推進と支援ネットワークの構築を目的として設置するものでございます。

また、令和4年3月に策定した「船橋市成年後見制度利用促進基本計画」の進捗管理につきましてもこの協議会で行っていくものとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議事

### （1）委嘱状の交付、代表・副代表の選出

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

それでは、次第に沿いまして、委嘱状の交付及び会長、副会長の選任に移りたいと思います。

最初に委員の任期についてご説明いたします。令和3年7月21日付で発令された委員の皆様におかれましては、令和5年3月31日をもって2年の任期、また、新たに加わっていただきました委員の方におかれましては残任期間の、それぞれの任期を満了されたところです。任期満了にあたり事務局において、関係団体等に改めて推薦をお願いさせていただいたところでございます。

ご多忙の折、お引き受けいただきました皆様には、深く御礼を申し上げます。それでは、早速ですが委嘱状の交付に移りたいと思います。

（高齢者福祉部長より委嘱状交付 自己紹介）

### 【会長 副会長の互選】

では続きまして、本協議会の会長及び副会長の選任に移りたいと思います。

会長の選任まで事務局にて進行させていただきます。

会長及び副会長の選任は、「船橋市権利擁護支援等推進協議会設置要綱」第5条に基づき、委員の互選による選出となります。委員の皆様、いかがでしょうか。会長のご推薦はございますか。

○森本委員

本協議会は、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援の推進を検討・協議する場であり、深い見識が必要と考えます。前任期間においても会長を務めてこられました、全国権利擁護支援ネットワーク代表の佐藤委員にお任せしてはいかがでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

佐藤委員の推薦がございました。皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議がございませんので、佐藤委員に会長をお願いいたします。  
では、佐藤委員、以降の進行をお願いいたします。

○佐藤会長

それでは、ここから私が進行をいたします。次に副会長を選任いたします。誰かご推薦はございますか。

○野口委員

会長に、全国権利擁護支援ネットワーク代表であり、弁護士である佐藤委員に就任いただいたので、成年後見制度や権利擁護に見識の深い、前任期間においても副会長を務めてこられました、司法書士の矢部委員にお任せしてはいかがでしょうか。

（「意義なし」の声あり）

○佐藤会長

ご異議がございませんので、矢部委員に副会長をお願いすることといたします。  
では、議事に移ります前に、会議の公開と本日の協議会について事務局から説明してください。

（傍聴者の確認、事務局より資料、次第の確認）

○佐藤会長

それでは次第にそって議事を進めていきたいと思っております。  
それでは議題の一つ目、“中核機関の活動報告について”事務局より説明をお願いいたします。

**（２）中核機関の活動報告について**

○事務局（地域包括ケア推進課）

それでは事務局より“中核機関の活動報告について”説明いたします。資料１をご覧

ください。

中核機関は、令和4年3月に樹立した船橋市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和4年4月に権利擁護の中核を担う機関として設置いたしました。市の直営として社会福祉士2名体制で、相談支援や研修の企画などを実施してきたところです。

中核機関の名称につきましては、これまで協議会の場でご意見をいただいていたところですが、令和5年4月から「船橋市権利擁護サポートセンター」といたしました。センター周知のため、引き続き広報活動等を行ってまいります。

続いて、令和4年度の活動報告です。

まず、広報・啓発活動については、成年後見制度の講演会として市民向けに年2回、11月と2月に実施しました。合計で140人以上の市民に参加をしていただいております。

その他、地域ケア会議などへ中核機関が出席させていただき、地域住民や福祉関係者に対して権利擁護等の周知啓発を行っています。また、ケアマネジャーの研修で中核機関の案内を行っています。

続いて相談支援についてです。相談実績については延べ148件の相談対応を行いました。あくまで2次相談というスタンスを取っているため、一般市民よりも、地域包括支援センターなどの相談が主となっております。内容については成年後見制度についての問い合わせが多く、続いて困難事例という形です。詳細は資料1をご確認ください。

次は研修の実施についてです。研修については、権利擁護における一次相談機関向けとして、市役所関係各課、地域包括支援センター、障害者総合相談窓口などに対して実施しました。内容については「権利擁護の相談支援における視点」というテーマで実施しています。

最後に事例検討会議についてです。

権利擁護の事例を検討する会議として、権利擁護支援定例会議を年4回実施し、これまで10ケースほど検討を行ってきました。内容としては成年後見申立ての判断や地域での見守り事例などを検討しています。

また、定例会議は3か月に1度の会議としているため、その会議を補完する会議として専門職相談を実施しています。専門職相談は、難しい事例に対して臨時の専門職による助言を行っていただく事業ですが、こちらは年3回実施しています。令和4年度について、アドバイザーは全て弁護士の方に行っていただきました。こちらの事業は、最大で年12回という形で予算の確保をしておりますので、今年度はもう少し増やしていきたいと考えております。

議題「中核機関の活動報告」は以上です。

○佐藤会長

ありがとうございました。

今、事務局の方から昨年度の活動報告をいただきましたが、報告や中核機関の在り様などについて委員の皆様からご意見いただきたいと思っております。

まず、今回初参加の方もいらっしゃいますので、中核機関のイロハをお話しますと、中核機関の形態はいろいろな形態があり、全国的には直営や社協への委託などそれぞれの形があります。船橋市では当面直営でやるということになっています。ただ、人力的に2人だけというのは少ないと感じているところです。

中核機関の位置づけとしては、地域包括支援センターを含む相談機関から相談を受ける2次相談機関であるという位置づけとしています。高齢者の相談機関から相談が多いというのは、地域包括支援センターから相談が入っているためかと思いますが、障害者の相談が少ないのは船橋市では障害者成年後見支援センターがありますので、そちらに相談がいつているのではないかと思います。

改めて、簡単に説明させていただきました。

何かご質問等ございますか。

#### ○森本委員

事例検討会議、権利擁護支援定例会議で10ケースを検討したということですが、そのうち市長申立ての検討は大体何割くらい行っていますか。

また、市長申立てが考えられるケースは全件こちらの会議にかけているのか。その点を教えていただきたい。

#### ○事務局（地域包括ケア推進課）

会議にかけたケース中、何件が市長申立ての案件というカウントは取っていないのですが、1～2件くらいではなかったかと記憶しています。

もちろん、市長申立ての判断等はこちらの会議で検討することにしておりますが必須とはしておりません。船橋市では件数も多く、全てのケースをこちらの会議にかけると時間も足りなくなってしまうので、判断に迷うケースや困難事例等について検討するものとしております。

#### ○森本委員

わかりました。ありがとうございます。

#### ○矢部委員

中核機関のお二人に関しては、権利擁護の趣旨に基づいて非常に様々な活動をやっていることに感謝しております。

広報啓発活動については、市民向け講演会として、成年後見制度以外に家族信託、遺言という題材を加えているが、人を集めるために工夫をされているように感じました。

一般市民に関しては、広く啓発して一次相談機関につなげる。中核機関は二次相談機関として対応する、その部分がネットワークとして構築されるか、一次相談機関は権利擁護の相談についてしっかり力をつけて対応してもらえるのか、ということが重要だと思います。意見となりますが、今後は専門職の研修についてさらに力を入れていつてもらいたい。専門職研修は今後増やす予定かどうか聞きたいと思

います。

○事務局（地域包括ケア推進課）

専門職研修の重要性は強く感じているところです。現状の体制としましては、一次相談機関等に対する専門職向けの研修と、後見人向けの研修を隔年で交互に実施していく予定としております。

また、それ以外にも船橋市では地域ケア会議という会議がありまして、その中で権利擁護を題材とした講演会や勉強会を実施しておりますので、そこに中核機関が積極的に入っていき、地域住民に発信していければと考えております。

○矢部委員

地域ケア会議には私も出席しているところです。会議のメンバーの中でも考え方にばらつきがあると感じているので、その部分については、うまく中核機関に引っ張って行ってもらいたいと思います。

○原田委員

行政書士の原田でございます。今後に向けてというところで、家庭裁判所との連携や家庭裁判所経由で相談があったケースなどがあれば教えていただきたい。本日、せっかく家庭裁判所の方がオブザーバーとしていらっしゃっておりますので、今後、家庭裁判所との連携をどのように取っていくか、視野に入れておいていただければと思います。

○事務局（地域包括ケア推進課）

1件、家庭裁判所に相談があった事案で、申立ての前に課題の整理が必要なのではないかということで、家庭裁判所より中核機関を紹介していただいたケースがありました。また、親族後見人の方より書類の書き方、定期報告書の書き方についての問合せを受け、一般的なご案内をしたケースがございました。

○千葉家庭裁判所市川出張所 柳井主任書記官

家庭裁判所としては、手続きの案内に留まってしまいますので、どの手続きを選択すべきなのか、成年後見制度に絞り切れない方、あるいは他の手続き選択の余地がありそうな方については、中核機関を案内させていただいております。

また、書類の作成支援についても中核機関に繋いで構わないと聞いておりますので、支援が必要と思われる方には、中核機関をご案内させていただいております。

○千葉家庭裁判所 澤田主任書記官

本庁においても、申立ての前段階、申立てをするかどうか迷っている、というようなケースについては中核機関を案内する場合もございます。

○佐藤委員

中核機関の機能のひとつとして広報、相談がありまして、そこがある程度連携して動いているという、そういうお話でした。他に何かございますか。

○益永委員

ケアマネジャーをしております益永と申します。現在困った事案については地域包括支援センターに連絡をして必要に応じて地域ケア会議等を行っていますが、権利擁護支援定例会議の事例検討について、事例を上げるまでの流れはどのようになっているのか、地域包括支援センターが上げて検討していく流れなのか。メンバーも含め教えていただければと思います。

○事務局（地域包括ケア推進課）

権利擁護支援定例会議については、中核機関の職員に加え、事例を上げていただく方々として、福祉関係者や後見人などを考えており、ケアマネジャーから事例を上げていただくことも想定しております。

ただ、ケアマネジャーの相談先としては、原則として地域包括支援センターが担っており、ケアマネジャーから地域包括支援センターに相談し、そこから事例を上げていただく形が多くなると思われま。しかしながら、地域包括支援センターが絡んでおらず、ケアマネジャーと後見人が直接やり取りをしているケースなどもあり、中核機関を経由して事例検討会議に上げることも考えられますので、事案に応じて臨機応変に対応いたします。

メンバーにつきましては弁護士、司法書士、社会福祉士、障害者成年後見支援センターの方が助言者として来ていただいております。

○佐藤委員

よろしいでしょうか。他、何かございますか。

○森本委員

中核機関の業務は多岐に渡り、社会福祉士2名体制では厳しいのではないかと思います。今後さらに事業を充実していくことになるかとパワー不足ではないかと感じるところです。今後、市として中核機関の職員の拡充等について何かお考えはありますか。

○事務局（地域包括ケア推進課 課長）

課長の窪田でございます。確かに今後も新しい事業もはじまりますので、人手不足はあると感じております。今後人員の割り当てについては業務の状況を見ながら考えていきたいと思っております。

○森本委員

是非検討してもらいたいと思っております。意見として述べさせていただきます。



○佐藤委員

前任の課長からも増員について触れられておりましたので、検討をお願いしたいと思えます。

今の意見は大変重要で、64万人の都市で中核機関2名は、少し考えにくいところでございますので是非ともお願いいたします。

他、何かありますか。無いようでしたら、次の議題に移る前に、包括やさーくるも来ておりますので、一次相談機関の立場として中核機関に期待することなど、何かコメントをいただけますか。

○西部地域包括支援センター 森屋所長

現場についてはケース対応しながら、というところがありますので、手続き上分からないところについては相談をさせていただいております。権利擁護の問題は極力センター内で方針固めながら進めているところです。

○東部地域包括支援センター 鈴木所長

昨年度、東部圏域にて権利擁護支援定例会議に上げさせていただいた事例もありました。今後も必要に応じて権利擁護支援定例会議で意見を確認しながら、進めていく必要があると感じています。

○保健と福祉の総合相談窓口さーくる 白田所長

4月から就いたばかりなので、さーくるとしてというよりはこれまでの経験からではありますが、権利が対立する場面は対応に迷う場面もあります。世帯の中で高齢者と児童で権利が対立し、どちらを優先すべきか迷うことがありました。そのような時に助言がいただければありがたく思います。

○事務局（地域包括ケア推進課）

いま、権利が対立するという話でしたが、そのような時のために司法関係者から助言を受ける形を作っております。権利擁護支援定例会議以外にも専門職相談という形で助言を受けていただく体制をとっておりますので、是非ともご活用いただければと思います。

○佐藤会長

中核機関においては外部の機関だけではなく、庁内からの相談も受ける形をとっておりますが、その部分について何か関係各課からコメントございますか。

○生活支援課 二野課長

生活支援課の二野です。

生活支援課として関わっている方で、例えば、障害などお持ちの方がいろいろな機関と繋がっているとよいと感じております。生活保護受給者の方でも、前段階で権利擁護の部分を整理していただけるとありがたく思いますし、その後の経済的な

フォローについてはお助けできる場所もあると思います。市としても全体として有機的に繋がっていくことが大切であると考えます。

#### ○渡邊委員

3月に弁護士や社会福祉士の方と、ヤングケアラーのアドボケイトについて話し合う機会がありました。父親、母親に治療で関わらせていただくことが多いが、同居されている子供が問題になっていることもあります。子供の経済的な問題、進学の問題など、関り方はさまざまであり、みんなに関わっていかないと難しいと感じています。精神科のフィールドで、同居されていたお子さんが困っている場合、相談させてもらうことが多くなってくるのではないかと、皆さんの話を聞いて感じたところです。

#### ○佐藤会長

中核機関が直接の支援を行うことは想定していませんが、アドバイスはありうることではないでしょうか。渡邊委員が言ったところをしっかりとやるとなると、先ほど二野課長から話があった重層的支援体制整備事業に乗せていくところではないかと思います。船橋市でも進めていると聞いているので、是非とも整備をお願いしたいところです。

他無いようでしたら、次の議題、「権利擁護サポーター養成講座の実施について」へ移ります。事務局からお願いいたします。

### (3) 権利擁護サポーター養成講座の実施について

#### ○事務局（地域包括ケア推進課）

事務局の今泉です。

第2期基本計画では「意思決定支援など幅広い場面で活躍できる」ための人材を育成することが示されております。

令和5年3月に示された市民後見人養成研修カリキュラムおよび市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業報告書においても、「市民後見人」という言葉について、日常生活自立支援事業の生活支援員や市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な人たちを含めた意味として示されています。

開催要項についてご説明します。資料2-1をご覧ください。

基礎講座となる権利擁護サポーター養成講座は、年2回、第1期、第2期として同様のカリキュラムで開催することとしております。

日程については資料に記載のとおりです。

幅広い参加者を募るため、第1期においては全て土曜日に市役所本庁舎にて開催することとしております。

第2期については第1期が市内南部エリアであることから、北部エリアの公民館にて平日に開催する予定です。

募集人員については20名程度としておりますが、参加申込を多数いただいた場合においては若干定員を増員することも検討しております。原則として先着順で受

付を行う予定です。

また、第1期においては庁内関係課や講師がご所属される団体の方で聴講を希望される場合においては定員を超えての参加を可能としております。

募集対象については記載のとおりですが、詳細については資料2-2のチラシに記載をしております。

併せて周知方法ですが、資料2-2のちらしについては関係課や、色々な活動をされる市民の方がいらっしゃる市内公民館や、フェイスビル5階にあります、市民活動サポートセンターへの配架を予定しております。

他、広報ふなばしなどでも周知を予定しております。

前回権利擁護支援等推進協議会でご意見としていただきました、市民向け成年後見制度の講演会でも配布を予定しております。

続いて、ちらし(案)についてもご説明いたします。

資料ちらしの表面については第1期における開催要項を記載しております。裏面については申込書と事前アンケートのお願いを記載しております。

申込については、この後、説明いたしますフォローアップ研修のご案内のためにも連絡先等を記入していただき、どの範囲で活動が可能かどうかという点を確認するため、ご住所、ご年代、ご職業を記載いただくようにしております。

また事前アンケートは受講希望者の活動に対する意欲、お考えを把握するため、アンケートをお願いしている記載です。

ちらしには簡易なカリキュラムも記載しておりますが、詳細な内容については別紙資料2-3をご覧ください。

資料2-3のカリキュラムは前回の権利擁護協議会にてお示ししたものに時間や詳細な内容について追記し、若干の変更をしております。

また、直近で示された見直しされた基本カリキュラムに該当する科目を併せて転記しております。

独自の科目として、最終日4日目において、直接的に活動に繋がるよう、日常生活自立支援事業を行う、社会福祉協議会 ふなばし高齢者等権利擁護センターぱれっと、法人後見を実施されている、船橋市障害者成年後見支援センターよりご講義いただく時間を設けております。

カリキュラムについては今後も関係各所とより具体的に調整させていただく予定です。

続いて、資料2-1に戻りまして裏面、フォローアップ研修です。

こちらはフォローアップを目的として第1期、第2期の基礎講座の受講者の方を主な対象としていますが、既に日常生活自立支援事業や、法人後見の担当者として従事されている方にもご案内し、定員40名程度として記載の2月27日、市役所本庁舎での実施を予定しております。

カリキュラムについては記載のとおりで、実際の活動につながる対人援助技術や受講者が活動する中での報告会の要素を含めグループワークなどができればと考えております。

併せて意思決定支援の考え方について理解を深めていただくため講義の時間を設

けることとしております。

説明は以上となりますが、本サポーター養成講座の実施にあたりましては各関係団体、専門職の皆様のご協力が必要不可欠なものと考えております。

大変恐縮ではございますが、カリキュラム講師欄には各団体名を記載させていただいております。

何かございましたらお教えいただきたく、お願いをいたします。もしよろしければ、各団体様へ専門職の派遣、ご推薦の依頼をしたく考えておりますが、いかがでしょうか。

支障がございます場合には後日ご連絡を頂きたく、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

#### ○佐藤会長

ありがとうございます。権利擁護サポーター養成講座については家庭裁判所も含めご協力をいただくことになっておりますが、どうぞよろしく願います。

今のところで何かご意見ございますか。

#### ○大谷委員

船橋市社会福祉協議会の大谷です。

この権利擁護サポーター養成講座につきましては、日常生活自立支援事業の生活支援員の人材確保にも目を向けていただいております。社会福祉協議会の広報紙がありまして、9月に発行するものが、ちょうど今週から編集作業が始まるころです。よろしければ、その広報紙に権利擁護サポーター養成講座の案内を掲載させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○事務局（地域包括ケア推進課）

是非お願いしたいと思っております。

#### ○矢部委員

サポーター養成講座についてはリーガルサポートも協力させていただければと思います。質問ですが、この講座を開催するにあたってテキストのようなものはあるのでしょうか。これに沿ってやってくださいといったものはありますか。

#### ○事務局（地域包括ケア推進課）

決まったテキストというのはご用意しておりません。内容については直接講師の方と相談をさせていただきたいと思っております。

カリキュラムについては国の示しているものに沿って作成をしておりますので、リーガルサポートの方にはこちらのカリキュラム（案）に記載の内容をご講義いただければと思っております。

○野口委員

PAC ガーディアンズについても活動の内容ということで、4日目に話す内容を入れていただいておりますが、実際に活動したい人に対して、事務執行者の案内はどのタイミングであればよいでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

説明会の時間を講義後に入れたいと考えております。

○佐藤会長

参加者は船橋市民に限るということによろしいですか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

対象者は市内在住もしくは在勤ということにさせていただきます。

○野口委員

市外の方であっても私どものところで活動されたいということであれば、対象に入れてもよいという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

市内の方に支援をしたいということであれば該当するかと思います。

○佐藤会長

ありがとうございました。

今、社協の生活支援員と PAC ガーディアンズの法人後見の事務執行者を視野に入れてという話ですが、最近の傾向としては視野に入れるべきものとされています。

今の船橋市では難しい話であるとは思いますが、市民後見人を選任する場合、監督人をつける話になるのですが、そのところを想定されていますか。家庭裁判所としてもどのように考えていらっしゃるか、お聞かせいただければと思います。

○千葉家庭裁判所 澤田主任書記官

現状、市民後見人を選任する場合には、社会福祉協議会との複数選任にするか、社会福祉協議会に監督人になってもらう形が一般的なところです。

船橋市の場合は、社会福祉協議会の法人後見が活動開始するということについては、まだ先の話と聞いておりますし、それは地域の実情によりますので、現時点ではやむを得ないものと思います。ただ、いずれかの段階で、市と社会福祉協議会が連携して法人後見が開始され、市民後見人の選任に繋げていけることを期待しておりますし、家庭裁判所としても出来ることは協力させていただきたいと思っております。

○事務局（地域包括ケア推進課）

我々としましても、この養成講座で今すぐに市民後見人の養成をするという考え

ではなく、先の話として考えております。まずは社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業で活動していただいて、経験を積んでいただいた中、その先の話で法人後見や市民後見人の監督という話に展開していくものだと考えます。

○佐藤会長

わかりました。ありがとうございました。

○渡邊委員

養成講座の選考の基準についてお聞かせいただきたい。定員 20 名を超えた場合にはどうされるのか。

最近ピアサポーターなど当事者の方が活躍されている方々もいらっしゃいますが、そういった方が申し込みされる場合もあると思います。そういったときのフォローアップとか、何かお考えがございましたらお聞かせください。

○事務局（地域包括ケア推進課）

原則先着順とさせていただきますが、今回実施がはじめての事業となりますので、20 名が適正かどうかも含め、申込者の状況を鑑み運用については考えていきたいと考えております。

参加していただく方は、できれば権利擁護に関する活動に繋げていきたいと考えておりますが、ピアの方でもご自身が出来る範囲で活動に参加していただくこともありますし、権利擁護の考え方を知っていただくということも目的としておりますので、申し込み要件に該当すればご参加いただければと思います。

○渡邊委員

来年度、精神保健福祉法が改正されることになるのですが、医療保護入院、市長同意で入院した方の支援などにも活躍ができるのではないかと考えておりますので、期待したいと思います。

○事務局（地域包括ケア推進課）

少し補足させていただきます。こちらの講座につきましては、船橋市成年後見制度利用促進基本計画にも記載しておりますが、0 次相談の部分で、地域で支援が必要な人の発見や見守りをしてくださる地域住民を増やしていきたいという趣旨も含まれておりますので、さまざまな方に参加していただけたらと考えております。

○佐藤会長

人材育成、啓蒙活動を含めてという説明でした。最近の傾向でも、市民後見だけではなく、幅広く人材育成を行っていくという流れとなっております。船橋市も是非進めていただければと思います。

それでは、次の議題「後見人向け研修の実施について」に移りたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

#### (4) 後見人向け研修の実施について

##### ○事務局（地域包括ケア推進課）

後見人向け研修の実施について説明いたします。

資料3をご覧ください。

こちらについては我々もまだイメージがついていないところもございますので、実際に後見活動をされている方の意見も伺いながら、実施に向かって内容を固めていけたらと思っております。

時期は令和6年1月～2月頃、市内の後見人等に向け実施を検討しています。研修の内容によっては対象者を親族後見人と専門職後見人に分ける必要があると思っています。

目的としては、本人が安心して成年後見制度の利用ができるよう、意思決定支援の重要性や権利擁護の考え方などについて共通理解の促進を行うことを目的としております。

研修の方法は講義形式やグループワークの実施を考えております。

募集方法については、各専門職団体へ協力を依頼したいと考えております。

内容については国から意思決定支援の研修について示されている部分がございますので、その部分についてはまずは実施し、さらに進めていった段階では事例などを交えてグループワークなどを出来ればよいのではないかと考えております。

募集方法についてもどのように募集したらよいかなお聞かせただければと思います。親族後見人については、把握が出来ていないところですので、募集は難しいのではないかと考えております。

今後については、本日いただいた意見をもとに、最終案を作成し、次回の協議会で確認をさせていただきたく思います。よろしくをお願いいたします。

##### ○佐藤会長

計画にも記載しているものでございますが、案を提示していただいたところでございます。色々と検討する課題がありそうですので、委員の皆様からご意見いただければと思います。

##### ○山本委員

専門職に向けた研修となると、専門職は自分たちの職域、団体の中でたくさんの研修を受けているかと思いますが、それと差別化できるような研修となるのか、ひとつと、制度的なことや、技術的なことについての研修となるのか、それとも何か有益な情報を得られるような研修とするのか、そういったものがどのように盛り込まれるのか、お伺いしたいところです。

##### ○事務局（地域包括ケア推進課）

実際に各専門職団体でどのような研修を受けられているかが分からないので、そ

の部分について教えていただきたく思います。逆にそれを受けてどのように展開すればよいか考えていきたいと思っております。

ただ、国の方では専門職に向けて意思決定支援の研修を実施していくよう示されている部分もございますので、その考えにそってまずは意思決定支援の研修から実施することもひとつではないかと考えております。

#### ○佐藤会長

弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、コスモス、それぞれ研修を行っているのは存じ上げているところですが、社会福祉士会が一番時間をかけて実施しているのではないかと感じているところです。

国の研修でも専門職を相手にしていますから、国の研修を念頭に置いて実施するのか、あるいは各団体の意見を念頭に置いて実施するのか、皆様からご意見いただければと思います。

#### ○矢部委員

リーガルサポートの方では、資質向上のため、研修は単位制を取っておりまして、講師の方を呼び、年間単位で実施。講義の内容を偏らないようにそれぞれの中から単位を取得し、名簿を更新している。名簿に載らないと選任が受けられないような仕組み。そのような形を取っています。

今のところは資質向上としてですが、その他、情報交換等は同業、他業種とネットワークを組んで適宜実施しています。

#### ○佐藤会長

いかがでしょうか。各専門職団体で実施している内容と同じことをやっても仕方がないと思いますが。まずは、実施するなら国の研修でしょうか。

#### ○野口委員

PAC ガーディアンズでは年 2 回事例検討会をやっておりまして、実際にやっている事例から選んで行っています。先日は若い方のスマホの契約などについて話し合いましたが、担当者だけではなく、他の支援者の方だったらどう感じるかなど共有を行い、担当者はそれを踏まえてどう支援したらよいのかなど、考える機会になったのではないかと思います。

また、後見人は横のつながりを持つ機会がなかなか無いため、同じ悩みを持っている人達の話が聞けるような、そういった繋がりが欲しいと感じます。他県の研修に参加したことがあります。法人後見をやっている方、専門職の方、さまざまな方の話を聞くことが出来たので、とても良かったと感じました。

PAC ガーディアンズでは色々な方が事務執行者になっていただいておりますが、お金の管理が主となりルーティンになってしまい、本人の気持ちを忘れがちになってしまうことがあります。後見人の仕事は本人の気持ちをしっかり確認しないと出来ない仕事だと思っておりますので、研修等を通して本人の気持ちをしっかり考えてく



れる後見人が増えてほしいなと思います。

○佐藤会長

実践に基づいた困りごとを共有する。そういった研修を実施するといった話だったと思います。野口さんとしては親族後見人と専門職後見人は分けたほうがよいと思いますか。

○野口委員

分けなくてもいいと思いますが、どうなのでしょう。親族は本人の気持ちを一番わかっていると思うので、そういうところは家族の良さですが。

○佐藤会長

家族が悩んでいることと専門職が悩んでいることが違うのではないかと思うのですが、一緒にしてしまうと何の話をしているのか分からない部分が出てくるのではないか。森本委員いかがでしょうか。

○森本委員

専門職が後見人をする場合、弁護士では法律問題がからんでいる。社会福祉士は福祉的な課題の方が強く、家族は家族の問題として考えている。

専門職ならではの課題があるから、そこに推薦が来る。悩んでいることが違うのはまさしくそのとおりだと思います。

ですので、分けた方が、実効性があるのではないかと思います。

○原田委員

法人後見でされている人たちも含めて議論された方がよいのではないかと思います。

○佐藤会長

法人後見は専門職後見の括りでよいのではないのでしょうか。どちらにせよ、意思決定支援は行うことになるのではないかと思います。本人の意思を尊重することとはどういうことかを基本線にし、議論していくべきではないのでしょうか。

事務局としてはいかがですか。今の話は参考になりますでしょうか。

○事務局（地域包括ケア推進課）

実情を教えていただいております。事務局といたしましては、研修を行っていることは把握していたのですが、個々ではなく、各専門職が共に、共通理解を深めながら研修を行う場があってもよいのではないかと考えております。

事例を行うことでもよいですし、意思決定支援などは難しい部分ですので繰り返し行っても良いのではないかと考えています。

あくまで案ですが、まずは土台として意思決定支援の研修を行い、次のステップとして事例の検討をおこなってはいかがかなと考えているところです。

また、後見人を実施している各専門職の皆様にご意見を伺いながら内容を固めていければと考えております。

#### ○佐藤会長

私が代表を務めています全国権利擁護支援ネットワークでは年 8 回くらいこのような研修を行っておりますが、皆さんの抱えている問題、ケースワークを議論することが多いと思います。やり方はいろいろあるかと思いますが。

色々な団体の方がいらっしゃいますので、相談していただき進めていただければと思います。こちらの議題は以上といたします。

それでは、次第にその他というところがありますが、ここについて事務局から何かありますか。

### (5) その他

#### ○事務局（地域包括ケア推進課）

最後に簡単ではございますが、最後の議題として令和 5 年度の取り組みについて話をさせていただければと思います。資料 4 をご覧ください。

こちらに記載されている事業は既に皆様ご存じのものかと思いますが、説明は割愛させていただきます。今年度の工程表を示したものでございますので、ご確認いただければと思います。

こちらの表の最後の項目に、様々な権利擁護支援の推進と記載があると思いますが、こちらの部分について課長の窪田より説明をさせていただきます。

#### ○事務局（地域包括ケア推進課長 窪田）

地域包括ケア推進課、課長の窪田でございます。

こちらの日常生活自立支援事業につきましては、これまでの協議会でも推進の重要性が確認されてきたところかと思っております。

市としてもその重要性を鑑み、この度、社会福祉協議会への支援策として事業の人件費補助ができるよう地域包括ケア推進課にて予算確保を行いました。

これまでの人員に加え 1 名増員できるよう用意したものでございますが、これにより一人でも多くの市民に活用していただけるよう体制を整えることが出来ればと考えております。

事務局からは以上でございますが、こちらの話において船橋市社会福祉協議会から補足等がございましたらお願いいたします。

#### ○大谷委員

社会福祉協議会の大谷です。今年度から人件費 1 名分付けていただきました。

令和 4 年度新規契約者が 28 名おりましたので、実際に支援にあたる回数も増えていくなか、他市の状況を参考にさせていただきまして、常勤生活支援員を配置いたしました。今年度も既に 11 件の申し込み者が来ておりまして、契約者数は今後も増えていくものだと思います。専門員も支援員ともに活動数を増やし、契約者数を

増やしていきたいと考えております。

○佐藤会長

日常生活自立支援事業の活用も成年後見制度と同様に重要だと思っておりますので、今後も推進していってほしいと思います。

待機者の方はどうなっていますか。

○大谷委員

待機者については令和4年度中に解消いたしました。申し込みいただいてから2か月で支援に繋がっているところです。

○佐藤会長

いまのところ何かございますか。よろしいでしょうか。

本日の議題は以上となりますが、最後に事務連絡をお願いいたします。

### 3. 閉会

○事務局（地域包括ケア推進課 板松課長補佐）

最後に本日はお忙しい中、令和5年度第1回船橋市権利擁護支援等推進協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

今年度の協議会につきましては年2回を予定しておりまして、2回目の開催につきましては令和5年11月上旬を予定しております。近くなりましたら開催通知を送付させていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいたのち、ホームページに掲載いたします。事務局からは以上です。

○佐藤会長

それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

（ 閉 会 ）